

① 地域登録検査機関の登録申請書

収 入 証 紙
(申請料 1 5 万)
消印をしないこ
と

福島県知事

住 所 ② 福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号
名 称 株式会社〇〇 ③
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

↑ 役職名を記載します。押印は不要です。

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の登録を受けたいので申請します。

名 称	③ 株式会社〇〇		
	名 称	所 在 地	電話番号
④ 主たる事務所	株式会社〇〇	② 福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
⑤ 従たる事務所	〇〇支店	福島県・・・・	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇支店	福島県・・・・	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	↑ 従たる事務所を設置する場合は記入してください。		
登録の区分	品 位 等 検 査		⑥ 成分検査
農産物の種類	⑦ 国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大豆		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
⑧ 無			
備 考	⑨ 略称を使用する場合は「(株) 〇〇」と記入する。		

【記入上の留意点】

- ① ・福島県収入証紙（１５万円）を貼り付けずに申請書と一緒に提出してください。
- ・福島県収入証紙は、県指定の収入証紙売りさばき所で購入できます。
営業日、営業時間、在庫の有無などにつきましては、福島県 HP「収入証紙売りさばき所について」から各売りさばき所へお問い合わせください。

- ② ・住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。

- ③ ・名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。

- ④ ・主たる事務所は、登記簿に記載された事務所を記入してください。

- ⑤ ・従たる事務所とは、主たる事務所以外で検査場所を管轄し、請求書の受付、農産物検査法第 25 条の帳簿の保存等、農産物検査に関する事務を行う事務所です。
定款に定められた支部、支店等を記載してください。

- ⑥ ・成分検査を実施しない場合は、「成分検査」の文字を二重線で抹消してください。

- ⑦ ・登録検査機関として検査を行う農産物の種類を記入してください。
- ・国内産農産物の場合、種類ごとに「国内産」を付してください。

- ⑧ 以下に該当しなければ「無」と記入してください。なお、「有」の場合は新規登録ができません。

農産物検査法第 17 条

第 3 項 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- 1 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から 1 年を経過しないもの
- 2 第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない法人
- 3 第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定による登録の取消しの日前 30 日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から 1 年を経過しないものが業務を行う役員となっている法人

- ⑨ ・紙袋等に機関名の略称を使用する場合は、その旨を備考欄に記入してください。

新規の登録申請の記載例

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間にしようとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査をしようとする区域	種 類	包装の有無	検査見込数量
福島県 ⑩	⑪ 国内産もみ（飼料用もみ） 国内産玄米 国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆	⑫ 有 有 無 有 有	⑬ 60トン 60トン 150トン 300トン 200トン
農産物検査員			
⑭ 氏 名	住 所	⑮ 検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
〇〇 〇〇	福島県	もみ（飼料用もみ）、玄米、小麦、大豆	福島県
〇〇 〇〇	福島県	玄米、小麦、大豆	福島県
〇〇 〇〇	福島県	玄米、大豆	福島県
〇〇 〇〇	福島県	玄米	福島県
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
〇〇支店 ⑯	穀刺 ⑰ カルトン はかり はかり 常圧加熱乾燥法使用機材等 小型試験用とう精機 ふるい 穀粒容積重計	2 20 1 1 2 2 2 2	⑱ 所有 所有 所有 賃借 所有 所有 所有 所有
〇〇支店	穀刺 カルトン はかり 常圧加熱乾燥法使用機材等 小型試験用とう精機 ふるい 穀粒容積重計	6 30 2 2 2 4 2	所有 所有 所有 所有 所有 所有 所有
農産物検査をしようとする区域	事務所の名称		
福島県	株式会社〇〇 ⑲		

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

【記入上の留意点】

⑩ ・ 国内産農産物の検査を行う区域は、都道府県単位です。

⑪ ・ 区域ごとに検査を行おうとする農産物の種類を記入してください。
・ 農産物の種類は第1面の農産物の種類と一致させてください。

⑫ ・ 包装の有無を記入してください。玄米のフレコンは包装有りとなりますが、玄米以外のフレコンは「ばら」であるため、包装無しとなります。

⑬ ・ 農産物の種類別、包装の有無別に検査見込み数量をトン数で記入してください。

⑭ ・ 国の農産物検査員名簿に登載済みの農産物検査員を記入してください。

⑮ ・ 農産物検査員ごとに検査を行う農産物の種類を記入してください。
・ 登録検査機関として検査を行う農産物の種類の中から記入してください。
(例) 農産物検査員が国内産そばの資格を持っていますが、登録検査機関として国内産そばの検査を行わない場合は記入不要です。

⑯ ・ 検査に使用する機械器具等の保管場所名(従たる事務所等)を記入してください。
・ 品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入してください。

⑰ ・ 農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。

農産物の種類		穀刺	カルトン	はかり ※1	常圧加熱乾燥法 使用機材等 ※2	ふるい	恒温器 ※3	試験用のみすり機	小型試験用と う精機	穀粒容積重計
もみ	飼料用を除く	○	○	○	○	—	○	○	○	—
	飼料用に限る	○	○	○	○	—	—	—	—	—
玄米	飼料用を除く	○	○	○	○	—	—	—	○	—
	飼料用に限る	○	○	○	○	—	—	—	—	—
精米		○	○	○	○	○	—	—	—	—
小麦、大麦、 はだか麦		○	○	○	○	○	○	—	—	○
大豆、小豆、 いんげん		○	○	○	○	○	○	—	—	—
そば		○	○	○	○	○	○	—	—	○

※1：分析用と量目用の2種類が必要です。

※2：常圧加熱乾燥法使用機材等とは、常圧加熱乾燥法使用機材(化学天びん、試料粉碎器及び恒温乾燥機)又は常圧加熱乾燥法による水分測定と同等の精度でその測定結果が得られる水分計測器のことです。

※3：種子検査を行わない場合又は種子検査のうち発芽率検査を生産物審査証明書による場合は不要です。ただし、ビール大麦に係る検査を行う場合は必要です。

⑱ ・ 機械器具等ごとに、所有している機材か賃借物であるかの区別を記入してください。

⑲ ・ 主たる事務所名を記入してください。従たる事務所の記入は不要です。

① 地域登録検査機関の登録更新申請書

収入証紙

(申請料10,100円)

消印をしないこと

福島県知事

住所

福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号

名称

株式会社〇〇

代表者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

↑役職名を記載します。押印は不要です。

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の登録の更新を受けたいので申請します。

名称	③ 株式会社〇〇		
	名称	所在地	電話番号
④ 主たる事務所	株式会社〇〇	② 福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑤ 従たる事務所	〇〇支店	福島県・・・・	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇支店	福島県・・・・	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	↑従たる事務所を設置している場合は記入してください。		
登録の区分	品位等検査		⑥ 成分検査
農産物の種類	⑦ 国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大豆		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
⑧ 無			
備考	⑨ 略称を使用する場合は「(株) 〇〇」と記入する。		

【記入上の留意点】

- ① ・福島県収入証紙（10,100 円）を貼り付けずに申請書と一緒に提出してください。
- ・福島県収入証紙は、県指定の収入証紙売りさばき所で購入できます。
営業日、営業時間、在庫の有無などにつきましては、福島県 HP「収入証紙売りさばき所について」から各売りさばき所へお問い合わせください。

- ② ・住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。

- ③ ・名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。

- ④ ・主たる事務所は、登記簿に記載された事務所を記入してください。

- ⑤ ・従たる事務所とは、主たる事務所以外で検査場所を管轄し、請求書の受付、農産物検査法第 25 条の帳簿の保存等、農産物検査に関する事務を行う事務所です。
定款に定められた支部、支店等を記載してください。

- ⑥ ・成分検査を実施しない場合は、「成分検査」の文字を二重線で抹消してください。

- ⑦ ・登録検査機関として検査を行う農産物の種類を記入してください。
- ・国内産農産物の場合、種類ごとに「国内産」を付してください。

- ⑧ 以下に該当しなければ「無」と記入してください。なお、「有」の場合は登録の更新ができません。

農産物検査法第 17 条

第 3 項 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- 1 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から 1 年を経過しないもの
- 2 第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない法人
- 3 第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定による登録の取消しの日前 30 日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から 1 年を経過しないものが業務を行う役員となっている法人

- ⑨ ・紙袋等に機関名の略称を使用する場合は、その旨を備考欄に記入してください。

登録更新の記載例

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間にしようとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査をしようとする区域	種 類	包装の有無	検査見込数量
福島県 ⑩	⑪ 国内産もみ（飼料用もみ） 国内産玄米 国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆	⑫ 有 有 無 有 有	⑬ 60トン 60トン 150トン 300トン 200トン
農産物検査員			
⑭ 氏 名	住 所	⑮ 検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
〇〇 〇〇	福島県	もみ（飼料用もみ）、玄米、小麦、大豆	福島県
〇〇 〇〇	福島県	玄米、小麦、大豆	福島県
〇〇 〇〇	福島県	玄米、大豆	福島県
〇〇 〇〇	福島県	玄米	福島県
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
〇〇支店 ⑯	穀刺 ⑰ カルトン はかり はかり 常圧加熱乾燥法使用機材等 小型試験用とう精機 ふるい 穀粒容積重計	2 20 1 1 2 2 2 2	⑱ 所有 所有 所有 賃借 所有 所有 所有 所有
〇〇支店	穀刺 カルトン はかり 常圧加熱乾燥法使用機材等 小型試験用とう精機 ふるい 穀粒容積重計	6 30 2 2 2 4 2	所有 所有 所有 所有 所有 所有 所有
農産物検査をしようとする区域	事務所の名称		
福島県	株式会社〇〇 ⑲		

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

【記入上の留意点】

⑩ ・国内産農産物の検査を行う区域は、都道府県単位です。

⑪ ・区域ごとに検査を行おうとする農産物の種類を記入してください。
・農産物の種類は第1面の農産物の種類と一致させてください。

⑫ ・包装の有無を記入してください。玄米のフレコンは包装有りとなりますが、玄米以外のフレコンは「ばら」であるため、包装無しとなります。

⑬ ・農産物の種類別、包装の有無別に検査見込み数量をトン数で記入してください。

⑭ ・更新時現在の農産物検査員を記入してください。

⑮ ・農産物検査員ごとに検査を行う農産物の種類を記入してください。
・登録検査機関として検査を行う農産物の種類の中から記入してください。
(例) 農産物検査員が国内産そばの資格を持っていますが、登録検査機関として国内産そばの検査を行わない場合は記入不要です。

⑯ ・検査に使用する機械器具等の保管場所名(従たる事務所等)を記入してください。
・品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入してください。

⑰ ・農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。

農産物の種類		穀刺	カルトン	はかり ※1	常圧加熱乾燥法 使用機材等 ※2	ふるい	恒温器 ※3	試験用のみすり機	小型試験用と う精機	穀粒容積重計
もみ	飼料用を除く	○	○	○	○	—	○	○	○	—
	飼料用に限る	○	○	○	○	—	—	—	—	—
玄米	飼料用を除く	○	○	○	○	—	—	—	○	—
	飼料用に限る	○	○	○	○	—	—	—	—	—
精米		○	○	○	○	○	—	—	—	—
小麦、大麦、 はだか麦		○	○	○	○	○	○	—	—	○
大豆、小豆、 いんげん		○	○	○	○	○	○	—	—	—
そば		○	○	○	○	○	○	—	—	○

※1：分析用と量目用の2種類が必要です。

※2：常圧加熱乾燥法使用機材等とは、常圧加熱乾燥法使用機材(化学天びん、試料粉碎器及び恒温乾燥機)又は常圧加熱乾燥法による水分測定と同等の精度でその測定結果が得られる水分計測器のことです。

※3：種子検査を行わない場合又は種子検査のうち発芽率検査を生産物審査証明書による場合は不要です。ただし、ビール大麦に係る検査を行う場合は必要です。

⑱ ・機械器具等ごとに、所有している機材か賃借物であるかの区別を記入してください。

⑲ ・主たる事務所名を記入してください。従たる事務所の記入は不要です。

① 地域登録検査機関の変更登録申請書

収入証紙
(区分増加15万円)
(種類増加3万円)
消印をしないこと

福島県知事

②

住所 福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号
名称 株式会社〇〇 ③
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

↑役職名を記載します。押印は不要です。

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の変更登録を受けたいので申請します。

名 称	③ 株式会社〇〇		
	名 称	所 在 地	電話番号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査	④ 成分検査	
農産物の種類	⑤ <u>国内産そば（追加）</u>		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			

注) 変更箇所の下線を引くこと。

【記入上の留意点】

- ① ・ 福島県収入証紙（3万円）を貼り付けずに申請書と一緒に提出してください。
1回の申請で2種類以上追加しても3万円となります。
- ・ 福島県収入証紙は、県指定の収入証紙売りさばき所で購入できます。
営業日、営業時間、在庫の有無などにつきましては、福島県 HP「収入証紙売りさばき所について」から各売りさばき所へお問い合わせください。
- ② ・ 住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。
- ③ ・ 名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。
- ④ ・ 成分検査を実施しない場合は、「成分検査」の文字を二重線で抹消してください。
- ⑤ ・ 登録検査機関として種類を変更する場合は、その種類を記入してください。
- ・ 変更箇所に下線を記入してください。
- ・ () 内には追加または削除の別を記入してください。

変更登録（種類の追加）の記載例

（第2面の1）国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間にしようとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査をしようとする区域	種 類	包装の有無	検査見込数量
福島県 ⑥	⑦ 国内産玄米 国内産玄米 <u>国内産そば</u>	⑦ 有 無 <u>有</u>	⑦ 60トン 150トン <u>5トン</u>

農産物検査員			
⑧ 氏 名	住 所	検査を行う 農産物の種類	検査を行う 区域
〇〇 〇〇	福島県	玄米	福島県
〇〇 〇〇	福島県	玄米、 <u>そば</u>	福島県
〇〇 〇〇	福島県	玄米、 <u>そば</u>	福島県
〇〇 〇〇	福島県	玄米	福島県

機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の 名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
〇〇支店 ⑨	穀刺 <u>(そば)</u> ⑩	3	所有（玄米と共有）
	カルトン <u>(そば)</u>	6	所有（玄米と共有）
	はかり <u>(そば)</u>	2	所有（玄米と共有）
	常圧加熱乾燥法使用機材等 <u>(そば)</u>	2	所有（玄米と共有）
	<u>ふるい (そば)</u>	<u>2</u>	<u>所有</u> ⑪
	<u>穀粒容積重計 (そば)</u>	<u>1</u>	<u>所有</u>

農産物検査を しようとする区域	事務所の名称

（注）農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

【記入上の留意点】

- ⑥ ・ 国内産農産物の検査を行う区域は、都道府県単位です。

- ⑦ ・ 変更する種類に関わらず検査を行う予定のすべての種類の検査見込み数量を記入してください。
- ・ 包装の有無について、玄米のフレコンは包装有りとなりますが、玄米以外のフレコンは「ばら」であるため、包装無しとなります。
- ・ 変更箇所の下線を記入してください。

- ⑧ ・ 変更する種類や区域に関わらず登録検査機関に所属するすべての農産物検査員を記入してください。
- ・ 変更箇所の下線を記入してください。

- ⑨ ・ 検査に使用する機械器具等の保管場所名（従たる事務所等）を記入してください。
- ・ 品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入してください。

- ⑩ ・ 追加する種類を検査する際に使用する機械器具等を記入してください。
- ・ 機械器具等の名称の後ろに括弧を付して追加する種類名を記入してください。
- ・ 変更箇所の下線を記入してください。
- ・ 「機械器具等の名称」欄に記入したすべての機械器具等の写真を申請書に添付してください。
- ・ 農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。

農産物の種類		穀類	カルトン	はかり ※1	常圧加熱乾燥 法使用機材等 ※2	ふるい	恒温器 ※3	試験用もみす り機	小型試験用と う精機	穀粒容積重計
もみ	飼料用を除く	○	○	○	○	—	○	○	○	—
	飼料用に限る	○	○	○	○	—	—	—	—	—
玄米	飼料用を除く	○	○	○	○	—	—	—	○	—
	飼料用に限る	○	○	○	○	—	—	—	—	—
精米		○	○	○	○	○	—	—	—	—
小麦、大麦、 はだか麦		○	○	○	○	○	○	—	—	○
大豆、小豆、 いんげん		○	○	○	○	○	○	—	—	—
そば		○	○	○	○	○	○	—	—	○

※1：分析用と量目用の2種類が必要です。

※2：常圧加熱乾燥法使用機材等とは、常圧加熱乾燥法使用機材（化学天びん、試料粉碎器及び恒温乾燥機）又は常圧加熱乾燥法による水分測定と同等の精度でその測定結果が得られる水分計測器のことです。

※3：種子検査を行わない場合又は種子検査のうち発芽率検査を生産物審査証明書による場合は不要です。ただし、ビール大麦に係る検査を行う場合は必要です。

- ⑪ ・ 機械器具等ごとに、所有している機材か貸借物であるかの区別を記入してください。
- ・ 他の種類の農産物と共有する場合は括弧を付してその旨を記入してください。
- ※常圧加熱乾燥法使用機材等や穀粒容積重計などは機械器具ごとに検査できる農産物の種類が異なりますので、追加する農産物に対応しているかご確認ください。
- 農林水産省HP（農産物検査に使用する機器について）でも確認できます。

登録事項変更の届出の記載例

様式第 2 号

年 月 日

福島県知事

住 所 福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号
 名 称 株式会社〇〇
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

↑役職名を記載します。押印は不要です。

登録事項変更届出書

登録検査機関の登録事項に変更があったので、農産物検査法（昭和 26 年法第 144 号。以下「法」という。）第 17 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	① 〇〇	登録年月日	② 年 月 日
	変更年月日	変 更 前	変 更 後
③ 法第 17 条第 4 項第 2 号に関する こと	⑥ 年 月 日	代表取締役 □□ □□	代表取締役 〇〇 〇〇
④ 法第 17 条第 4 項第 6 号に関する こと			
⑤ 法第 17 条第 4 項第 7 号に関する こと	年 月 日	⑦ 別紙のとおり	⑧ 別紙のとおり ⑨ 農産物検査員の追加 5 名 ⑩ 農産物検査員の削除 3 名 ⑪ 農産物の種類の追加 2 名

【記入上の留意点】

① ・登録通知書又は登録台帳に記載のある登録番号を記入してください。

② ・登録台帳に記載のある初年度の登録年月日を記入してください。

- ③ 変更内容を確認し、該当する欄に記入してください。
法第 17 条第 4 項第 2 号
登録検査機関の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地の変更
- ④ 法第 17 条第 4 項第 6 号
成分検査の受委託の契約先の登録検査機関に係る名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地の変更
- ⑤ 法第 17 条第 4 項第 7 号
農産物検査の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類の変更

⑥ ・履歴事項全部証明書に記載されている変更年月日を記入してください。また証明書類として履歴事項全部証明書の写しを添付してください。

⑦⑧ ・変更前と変更後の農産物検査員名簿（氏名、住所、検査する農産物の種類及び検査を行う区域を記載）を添付してください。変更した箇所には下線、削除した箇所には見え消し線を引いてください。

⑨ ・農産物検査員を追加する場合は以下の書類を添付してください。
ア 職員証または契約書等の写し（検査員と登録検査機関の関係が分かる書類）
イ 宣誓書（業務規程に定めているもの）の写し

⑩ ・農産物検査員を削除する場合は以下の書類等を添付してください。
ア 登録抹消願書（様式第 6 号）
イ 農産物検査員証（紛失している場合は紛失届（様式第 5 号））

⑪ ・農産物の種類を追加する場合は以下の書類等を添付してください。
ア 農産物検査員証（紛失している場合は紛失届（様式第 5 号））

登録検査機関業務休止（廃止）届出書の記載例

様式第 3 号

年 月 日 ①

福島県知事

住 所 福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号
名 称 株式会社〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

↑ 役職名を記載します。押印は不要です。

登録検査機関業務休止（廃止）届出書

登録検査機関の業務を下記のとおり休止（廃止）したいので、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 名称及び主たる事務所の所在地

株式会社〇〇
福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号 ②

- 2 休止の開始期日及び期間又は廃止の予定期日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ③

- 3 休止又は廃止する理由 ④

〇〇〇〇〇〇のため

【記入上の留意点】

① ・届出日は休止（廃止）日以前としてください。

② ・登録検査機関の名称及び住所を記入してください。

③ ・休止の場合は、休止する期間を記入してください。
・廃止の場合は、廃止する年月日を記入してください。

④ ・休止又は廃止する理由を簡潔に記入してください。

※休止する場合の添付書類等

- ・休止の開始日が含まれる期間の農産物検査結果

※廃止する場合の添付書類等

- ・業務の廃止日が含まれる期間の農産物検査結果
- ・登録抹消願書（様式第6号）
- ・地域登録検査機関の登録通知書
- ・農産物検査員証（紛失している場合は紛失届（様式第5号））

再交付願（紛失届）の記載例

年 月 日

福島県知事

住 所 福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号
名 称 株式会社〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

↑役職名を記載します。押印は不要です。

再 交 付 願（紛失届）

当機関に所属する農産物検査員 ① 〇〇 〇〇 について、農産物検査員証を紛失しましたので ②

1 届け出るとともに、再交付をお願いします。

2 届け出ます。

なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由 ③

〇〇〇〇〇のため

上記、紛失理由に相違ありません。

④

農産物検査員

住所 福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号
氏名 〇〇 〇〇

（注）農産物検査員の署名ができない場合は、地域登録検査機関の検査担当者が紛失理由の記入を行うとともに農産物検査員を地域登録検査機関検査担当者として読み替え署名を行う。

【記入上の留意点】

① ・ 農産物検査員証を紛失した農産物検査員の氏名を記入してください。

② ・ 該当する数字（1 又は 2）に○をつけてください。

③ ・ 紛失理由を簡潔に記入してください。

④ ・ 農産物検査員証を紛失した農産物検査員が署名できない場合は、地域登録検査機関の検査担当者が署名をしてください。

年 月 日

福島県知事

住 所 福島県〇〇市〇〇町〇番地〇号
名 称 株式会社〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

↑役職名を記載します。押印は不要です。

① 登 録 抹 消 願 書

農産物検査員が 退職 したので、下記のとおり農産物検査員証を返納し、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）別記様式第 18 号の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

1. 抹消する農産物検査員氏名
〇〇 〇〇 ②
2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号
K 0 7 〇〇〇〇〇〇〇〇
3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由
〇〇〇〇〇〇のため

【記入上の留意点】

① ・農産物検査員の登録を抹消する理由を記入してください。

② ・登録を抹消する農産物検査員の氏名を記入してください。